

平成22年度 菟田町教育委員会自己点検・評価に対する外部評価委員会の所見

菟田町教育委員会の自己点検・評価に対して、外部評価委員会は3回に亙る委員会において慎重に審議した結果、以下のような所見を述べさせていただきます。

菟田町教育委員会外部評価委員

委員長 木山 徹哉

委員 高城 実

委員 魚住 聖

1. 外部評価の意義、並びに菟田町教育委員会点検評価の方法

『地方教育行政の組織および運営に関する法律』の一部改正（平成20年4月施行）により、各教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するとともに、情報公開の一環として広く市町村住民に公開することにより、住民に対してアカウンタビリティを果たすことが求められることとなった。

菟田町教育委員会の点検・評価及び外部評価は今回で3年目となる。今年度の点検・評価報告書は基本的に昨年度を踏襲し、平成22年度の基本事業及びその主な取り組み内容を対象としてまとめられている。本報告書は、「教育委員会の活動」「教育委員会が管理・執行する事務」「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」の3点から、教育委員会の活動の進捗・達成状況等について点検・評価を実施し作成しているが、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」の取り組みについて重点的に点検・評価を行っている。

本点検・評価は、第3次菟田町総合計画後期基本計画（2006-2010）に示された「第3章 魅力と個性ある教育・文化づくり」に掲げる基本事業及び主な取組内容の各項目に主として対応して行われている。この点は昨年度も評価したように、点検・評価は町民にとっても分かり易いものとなっており、点検・評価を行う趣旨（アカウンタビリティ）に沿ったものであるとすることができる。

各取組の点検・評価にあたっては、「有効性」、「効率性」、「達成度」の観点及びそれら3つの「総合」という、合わせて4つ観点が設

定されている。そして、それら4つの観点それぞれに「評価判断基準」として「A（達成できた）、B（おおむね達成できた）、C（達成できなかった）※「総合評価」の場合」の3段階が設けられている。この評価方法による各項目の点検・評価の結果について、外部評価委員会は、2回に亘るヒヤリングで各担当部署に具体的な説明を求め、別紙評価シートにできる限り簡潔にその内容を記載するよう努めている。

なお、点検・評価の内容・方法については、既述のように点検・評価の指標を第3次苅田町総合計画後期基本計画に示された各項目に対応させている点で妥当であると考え。また、昨年度を継承して今回の外部評価委員会も計画的に3回の委員会を実施した。さらに、同じく昨年度を継承して外部評価委員3名によって構成したことも記しておく。

2. 教育委員会の活動状況について

(1) 苅田町教育委員会会議の運営、公開等

①教育委員会の会議運営等について

年間定例12回、臨時2回適切に開催され、教育委員会が管理・執行する事務に関わる重要事項について審議が行われていると認められる。

②教育委員会の会議の公開等に関する事

開催告示は掲示板に掲示して周知を図っている。平成23年度以降には、更なる実質公開のための方策としてHP等の方法を検討することとなっているため、期待する。

③教育委員の自己研鑽、並びに学校等教育施設に対する支援等に関する事

教育委員の自己研鑽のための研修会への参加や、学校等教育施設への訪問等は実施されている。学校等の訪問による日常的な状況把握は、教育現場との密接連携づくりには重要と考えられるため、定期的・日常的な訪問等努力されたい。

(2) 教育委員会施策内容の進捗状況について

※別紙シート参照

3. 教育委員会点検・評価についての全体意見

(1) 生きる力を育てる教育の充実

昨年度と同様 6 つの基本事業（他に「安心して産み・育てることができる環境づくりの充実」を加えている）のもとに「主な取組」が示されている。以下では、基本事業のうち主な事業について取り上げ意見を述べる。なお、ここで省略した事業に対する外部評価意見は、別紙一覧表の評価委員のコメントを参照されたい。

i) 学力の充実と豊かな人間性を育てる教育の充実

この基本事業では、①「少人数学級・専科教員の導入」、②「国際理解教育の推進」、③「環境教育の推進」、④「福祉教育」、⑤「障害に配慮したやさしい教育」、⑥「体験教育や職業教育」、⑦「人権教育」、⑧「小・中一貫教育の検討」の 8 つの主な取組が示され、それら各取組に対応した自己点検・評価がなされている。

これらの取組のうち、特に指摘すべき事項は、①「少人数学級・専科教員の導入」の取組において、町費負担による教員の配置数増など昨年度の実績に加えて、複式の解消や専科教員の配置などに更なる改善が認められること、⑥「体験教育や職業教育」において、各小学校におけるキャリア教育を視野に多様かつ継続的な実践活動が認められること、である。その他の取組についても概ね着実な取組が認められるが、以下の点については、次年度以降の取組の展開に期待したい。

第一は、上記①の実績をさらに確かなものとするためにも、この取組の結果としての「学力」の状況と方法論の検証を行う必要があることである。そのためには、中学生の学力の状況に関する科学的な分析検討を行うこと、小学校との連携或いは一貫教育を視野に入れた全体的な学力向上への取組について検討を行うこと、を望む。第二は、③「環境教育の推進」について、これまでの継続的取組は評価するが、中学校における実践が報告されていない。この点の現状と課題について明示する必要がある。第三は、昨年も指摘したことであるが、上記の 8 つの取組において就学前教育に関する点検・評価がなされていないことである。自治体によっては、教育委員会と行政機関内の他の部署との役割分担や連携のあり方が多様に考えられようが、就学前教育に関する教育委員会の基本的考え方や理念及び計画と、活動報告及び点検・評価は今後検討をお願いしたい。第四は、平成 21 年度に学校接続（保、幼、小、中の連携）に関する調査、検討が苅田町でも開始されたが、今後の継続的取組を望む。家庭の教育力や地域社会における人間形成力の弱体化が懸念されている状況下で、保育機関や教育機関の連携とそのなかでの各機関の役割・機能の強化が必要とされているが、それぞれの保育・教育機関が今後連携して地域の子育てや教育にあたるなかで、教育行政の果たす役割は重要である。

ii) 教員の資質向上の推進

この取組みについては、研修プログラムの工夫が実施されており、教職員のニーズに対応した研修が企画・実施されていることが認められるが、今後 ICT 教育技術の活用等に関する研修の企画・実施も積極的に展開されることを望む。

iii) 開かれた学校づくり

この基本事業では、①「地域コミュニティの拠点としての学校」、②「地域の人材の活用」、③「子どものための安全な環境」、④「非行防止」の4つの主な取組に対して自己点検・評価がなされている。

③「子どものための安全な環境」の取組は、安全教室の実施や各団体の連携によるパトロールの展開など継続的な実施が認められ、かつ不審者の減少など着実に成果をあげていることは評価に値する。また、②「地域の人材の活用」の取組については、老人クラブ等の地域人材の積極的活用とその継続・定着を図っていることが認められる。ただ、①の取組については、地域住民が学校を「地域コミュニティの拠点」として認識し様々な地域活動の「場」として活用できるよう、昨年度同様、今後のいっそうの工夫と実践を期待する、と記しておきたい。

iv) 教育環境の整備充実

主な取組として、①「老朽化した施設設備の改修」、②「特別支援教育や交流活動の充実」、③「子どもたちの相談窓口の充実」、④「SC等の相談体制づくり」の4つに対して自己点検・評価がなされている。

①「老朽化した施設設備の改修」については、マスタープランのスケジュールからいえば実施が遅れているが、老朽化した施設設備に対する認識は十分に把握されている。今後は優先度、緊急度の高いものから確実に教育環境の整備の充実が図れるよう期待する。②～④の取組についても、昨年引き続き実績を重ねていることは評価できる。しかし、③「子どもたちの相談窓口の充実」の取組については、困難な課題であるが次の指摘をしておきたい。「子どもたち自身」を対象とした相談は、その方法等慎重な対応が求められる。今後、「カウンセラー等に関する事項」の取り組みと併せて、具体的な方法等検討する必要がある。本取組は「子どもたち自身が気軽に相談でき、自ら問題解決に取り組んでいける」ことを目指しているはずである。このような個別対応を行いつつ、不登校等子どもが抱える問題の原因を再度検討し、社会的・制度的対応の可能性を検討することを期待する。

(2) 生涯学習社会の実現

①「参加・体験・交流の活性化」、②「住民主体への学習環境づくりと人材育成の推進」、③「人権学習の推進」、④「図書サービスの充実」の4つの基本事業を掲げて、それぞれの事業に主な取組を示し、自己点検・評価を行っている。

上記②「住民主体への学習環境づくりと人材育成の推進」における主な取組として、「まちづくり」や「ひとづくり」に関わるリーダーやアドバイザーなどの人材づくりが目指されているが、この取組は講座等により多くの人材が輩出されつつあり、OB会の設立など組織化の展開も見られ、大いに評価できる。④「図書サービスの充実」については、移動図書館、時間延長、嘱託職員の配置など、サービスの環境整備が着実に実施されていることは評価に値する。しかし、情報ネットワーク化については取組が遅れていることを指摘せざるを得ず、今後町民のネットワークニーズに関する調査を行い、新たな取り組み内容・方法を早急に検討願いたい。

(3) スポーツ・文化の振興

①「スポーツ・レクリエーションの推進」、②「スポーツ施設の整備・充実」、③「芸術・文化の振興」、④「地域文化の継承と保護」の4つの基本事業を掲げて、それぞれの事業に主な取組を示し、自己点検・評価を行っている。

スポーツの振興への取組は、各種行事の開催など継続的な努力が認められる。今後はこうした行事についてHP等の広報をいっそう進めて町民が利用しやすい環境の整備を期待したい。また、地域文化の継承・保存の取組も継続的に実施されている。こうした取組は特に多方面からの理解と協力を得つつ継続的に行われる必要があることから、新たな部署、体制づくりも視野に入れて推進することを期待する。また、ボランティアの育成と確保の取組は、本町の地域文化の継承と保護にとって重要である。今後地域振興課等との連携で継続して育成・確保に努めていただきたい。